令和3年9月1日

神戸市老施連事務局

新型コロナウイルス感染症 ＰＣＲ検査等にかかる神戸市への照会事項について

下記の事項について、事務局から神戸市に照会しました。回答は次のとおりですので、よろしくお願いいたします。

記

（１）神戸市からの通知「社会福祉施設等における新型コロナウィルス感染症対策について」

（令和3年8月20日神高高第1150号）別紙「新型コロナウィルス感染者発生施設に対す

るPCR検査について」における「デイ」の扱いについて

当該ＰＣＲ検査については、検査件数に限りがあることから通所施設である「デイサービス」の事業所については対象外としております。

但し、検査状況に余裕があり、神戸市として必要性があると判断できる場合にはＰＣＲ検査を受検いただける場合があります。監査指導部への発生の届の際、あるいは高齢福祉課にご相談ください。ＰＣＲ検査の実施状況等によってはご希望に添えないことがある旨、ご了承ください。

※ 事務局より

今後老施連としては、神戸市に対し、ＰＣＲ検査の体制強化を図り、デイサービス事業所においても、必要に応じ速やかに検査が受けられるように要望を行ってまいります。

（２）施設でのワクチン接種終了後の施設内ワクチン接種とその際のワクチン余剰分の扱いについて

　　　施設でのワクチン接種をすでに実施済みであっても、何らかの事由により接種できていない職員や新たに採用した職員、新規入所者のワクチン接種について、接種医と相談いただき施設から申し込んでいただいて構いません。その際に生じた余剰分については利用者・職員の家族、出入りの委託業者等を接種対象にしていただくなど、ワクチンが無駄にならないよう取り扱いをお願いいたします。